

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 29 年度予算案における企業主導型保育事業関連予算及び税制改正について…………… 1
- ・「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改正について… 3
- ・「第 12 回権利擁護・虐待防止セミナー」開催のお知らせ…………… 3

平成 29 年度予算案における企業主導型保育事業関連予算 及び税制改正について

平成 28 年 12 月 26 日、内閣府から「平成 29 年度予算案における企業主導型保育事業関連予算及び平成 29 年度税制改正の大綱における企業主導型保育事業の取扱いについて（情報提供）」が都道府県・指定都市・中核市宛てに発出されました。

企業主導型保育事業は、平成 28 年度から、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、実施が進められています。

平成 28 年度募集は 12 月 28 日をもって終了となりましたが、来年度当初から平成 29 年度募集が実施される予定です。

平成 29 年度予算案における主な充実内容及び税制上の所要の措置については、下記枠内のとおりです。

【平成 29 年度予算案における主な充実内容】

◎認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策」について（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）における記載内容「2%相当の処遇改善と、保育士としての技能・経験を積んだ職員に関する 4 万円程度の追加的な処遇改善」を踏まえた認可保育所の取り扱いを踏まえ、保育士等の処遇改善を実施する。

◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施

保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げにより、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善を実施（例えば、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施等を実施）した場合に、保育補助者の雇上に係る経費を助成する。

【1 か所当たり、2,215,000 円／年を予定】

◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施

保育施設における事故防止や事故後の検証等のためのカメラやベビーセンサーの設置費を補助する。

【1 か所当たり、上限 10 万円を予定】

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容 ※「○」：非課税、「×」：全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31 に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合（注）
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合（注）
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4（注）
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

(注) 助成を受けた後、5年間の時限措置

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は 事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合（注）

【企業主導型保育事業ポータルサイト（公益財団法人児童育成協会）】 <http://www.kigyounaihoiku.jp/>

【企業主導型保育事業 実施要綱・助成要綱等】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 仕事・子育て両立支援事業・その他 > 平成28年度 企業主導型保育事業の助成に係る申請について

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/josei_shinsei_h.html#youkou

【お問い合わせ先：助成の申請手続き等について】

公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部 電話：03-5766-3801 FAX：03-5766-3803

OSAKA しごとフィールド 中小企業人材支援センター内 企業主導型保育事業相談窓口（京阪神地区対応）

電話：06-6910-3765 FAX：06-6910-3781

【お問い合わせ先：企業主導型保育事業全般について】

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事業第3係 電話：03-5253-2111（内線 38349）

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改正について

国土交通省では、旅行業者、地方自治体、学校その他の発注者が貸切バス事業者を選ぶ際のポイントや、発注の際の留意点を示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を作成し、発注者に対してその周知を図るとともに、これに沿った貸切バス事業者の選定・発注がなされるよう指導・要請しています。

平成 28 年 1 月の軽井沢でのスキーバス事故を受けて、貸切バス事業者が申込者に対して交付する「運送引受書」に、運賃・料金の上限・下限額を記載することとなったことに伴う、ガイドラインの一部が改正されました。

一部改正後のガイドラインは、下記の国土交通省ホームページに掲載されています。

○国土交通省ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html

「第 12 回権利擁護・虐待防止セミナー」開催のお知らせ テーマ『これからの成年後見・権利擁護の展望 ～包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働～』

全国社会福祉協議会は、平成 29 年 2 月 13 日（月）に「第 12 回権利擁護・虐待防止セミナー」を開催します。

本セミナーは、地域における権利擁護実践者からの報告のもと、関連機関との連携・協働の現状と課題、そして、これからの権利擁護・虐待防止のために必要な体制づくりと取り組み、さらには、ともに生きる地域コミュニティの創造について考察します。

社会福祉法人・社協、福祉施設、行政、民生委員・児童委員をはじめ、権利擁護に関わる多くの方の御参加をお待ちしております。

【日 時】 平成 29 年 2 月 13 日（月） 午前 10 時 15 分～午後 5 時（受付 9 時 30 分開始）

【会 場】 全社協・灘尾ホール（東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル L B 階）

【締 切】 平成 29 年 1 月 30 日（月）

【参加費】 10,000 円

※参加者特典 権利擁護や虐待防止の動向や課題等を掲載した『権利擁護・虐待防止 2017』を当日配布
【プログラム】

【講演Ⅰ】「これからの成年後見制度」内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局参事官 須田 俊孝 氏

【講演Ⅱ】「障害者の地域生活と権利擁護」東洋英和女学院大学大学院教授 石渡 和実 氏

【講演Ⅲ】「高齢者の権利擁護・虐待防止」東邦大学看護学部教授 岸 恵美子 氏

【シンポジウム】「包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働—地域コミュニティの創造に向けて必要なこと」

（コーディネーター）明治大学法科大学院教授／弁護士 平田 厚 氏

（実践）○住之江区地域包括支援センターにおける権利擁護・虐待防止の取り組み

○地域あんしんセンターたちかわにおける成年後見制度等の取り組み

○埼玉県あんしんセーフティネットと生活困窮者自立支援制度との協働

○児童虐待防止に向けた要対協の機能強化の取り組み

【お申込】 開催要項、申込方法等については、下記の URL から要綱をダウンロードし、ご覧ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/seminar_No12_20161215.pdf

【お問合せ先】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部広報室（担当 佐藤、浄閑）

TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721 E-mail z-koho@shakyo.or.jp